

原議保存期間	20年(令和29年3月31日まで)
有効期間	一種

皇宮警察本部長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各局部課長
警察大学校長
科学警察研究所長
各地方機関の長

警察庁丙備一発第18号
令和8年6月24日
警察庁警備局長

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律の施行に当たっての留意事項について(通達)
本年6月17日に成立した、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第47号。以下「改正法」という。)が、本日公布された。

改正法は、近年、ドローンの性能が飛躍的に向上しているほか、利活用が広がり、入手が容易となっていることから、ドローンが、テロリストやローン・オフエンダー等に悪用される事案の発生が懸念される中、技術の進展に伴う危険なドローン飛行への対策を強化するため、その上空において小型無人機等の飛行が禁止される対象施設周辺地域として指定すべき地域の範囲を拡大するとともに、対象施設及びその指定敷地等の上空以外の対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の違法な飛行を行った者に対する罰則を設けること等を内容とするものである。

改正法は、本年7月14日から施行されるところ、その概要及び運用上の留意事項については、下記のとおりであるので、その円滑な施行に向けて、効果的な広報啓発活動を推進するとともに、小型無人機等の利活用に配慮しつつ、改正法による改正後の重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成28年法律第9号)を適切に運用し、重要施設に対する危険の未然防止に万全を期されたい。

記

1 改正法の概要

(1) 対象施設周辺地域として指定すべき地域の範囲の拡大

対象施設周辺地域として指定すべき地域を、対象施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね千メートルの地域とする。(第3条第2項、第3条の2第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項関係)

(2) 対象施設の追加

ア 天皇又は内閣総理大臣の所在する施設を、警察庁長官が天皇又は内閣総理大臣の安全を確保するために必要な期間を定めて対象特別要人所在施設として指定することができることとし、これを対象施設とする。(第3条の2関係)

イ 外国要人が参加する国際会議の準備又は運営のために使用される会議場施設その他の施設を、外務大臣が当該国際会議の円滑な準備又は運営のために必要な期間を定めて対象外国公館等として指定することができることとする。(第5条関係)

(3) 対象施設の安全の確保のための措置に関する規定の整備

対象施設に対する危険を未然に防止するための措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき等において警察官がとることができる措置に、対象施設の管理者その他関係者に対し必要な措置をとることを命ずることが含まれることを明確化する。(第11条第2項関係)

(4) 罰則の創設

対象施設周辺地域の上空(対象施設及びその指定敷地等の上空を除く。)で小型無人機等の飛行を行った者に対する罰則を設ける。(第14条関係)

(5) その他

その他所要の規定の整備を行う。

(6) 施行期日等

ア 改正法は、一部の規定を除き、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。(附則第1項関係)

イ 改正法の経過措置等について定める。(附則第2項及び第3項関係)

2 留意事項

改正法が付託された衆議院及び参議院の内閣委員会において、別添の附帯決議がなされたことを踏まえ、改正法の施行に当たっては、次の点に留意すること。

(1) 違法な小型無人機等の飛行への対策の徹底

前記1(1)及び(4)の改正を踏まえ、必要な対処資機材の整備を推進し、情勢に応じた所要の警戒警備態勢を確立した上で、違法な小型無人機等の飛行を認知した場合には、迅速・的確に対象施設の安全の確保のための措置をとるとともに、必要な捜査を尽くし、法と証拠に基づき適切に対処すること。

また、前記1(3)の改正を踏まえ、対象施設の管理者及び対象施設の警備業務に従事する者との連携を一層強化し、違法な小型無人機等の飛行に対し、迅速・的確かつ効果的な対処を行うことにより、対象施設の安全の確保に万全を期すこと。

(2) 効果的な広報啓発活動の推進

改正法の円滑な施行に向けて、対象施設の管理者、小型無人機等の販売事業者、関係機関・団体等と連携しながら、改正法の内容及び対象施設周辺地域の具体的な範囲並びに対象施設周辺地域の上空において適法に小型無人機等の飛行を行うための手続を分かりやすく周知するための効果的な広報啓発活動を推進すること。

また、外国人観光客を含む小型無人機等の利用者に対する効果的な周知を図るため、多言語対応の情報提供の実施状況、違反発生状況等を踏まえ、適時適切に広報啓発活動の見直しを行うこと。

(3) 職員に対する指導・教養の徹底

小型無人機等の利活用に配慮し、対象施設周辺地域の上空において適法に小型無人機等の飛行を行うための手続が迅速かつ円滑に行われるよう、対象施設の警戒警備に従事する職員及び小型無人機等の飛行に係る通報手続に従事する職員に対する指導・教養を徹底すること。

- 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和8年5月22日衆議院内閣委員会）
政府は、本法の施行に当たっては、次の事項を遵守しつつ、運用すべきである。
- 一 その上空において小型無人機等の飛行が禁止される対象施設周辺地域として指定すべき地域の範囲について、いわゆる「イエローゾーン」の範囲が拡大するとともに、イエローゾーン上空における小型無人機等の違法な飛行に対し、その事実のみをもって直ちに罰則が科されることに鑑み、小型無人機等の販売店、関係機関・団体、都道府県警察等と連携しながら、効果的な広報啓発活動を推進し、その周知を徹底すること。
 - 二 対象施設の安全の確保のための措置については、警察官と対象施設の管理者等の役割分担を整理した上で対象施設の管理者等と連携した効果的な対処によって、対象施設の安全を確保すること。また、小型無人機等に対処するための資機材の導入、人員の確保など原子力事業所を始めとする対象施設の管理者に一定の負担が生じ得ることを踏まえ、国において必要な助言、支援等を行うこと。
 - 三 本法による規制の強化に伴い、小型無人機等の飛行に係る同意取得及び通報手続の増加が見込まれるところ、必要な手続が迅速かつ円滑に行われるよう、これらの手続に従事する者に対し必要な指導、助言等を行うこと。また、通報等の手続やその窓口等について、分かりやすく広報・周知を行うこと。
 - 四 本法が定める国内要人が出席する行事会場や外国要人が参加する国際会議の準備又は運営のための会議場施設等を、対象特別要人所在施設や対象外国公館等として指定しようとするときは、あらかじめ指定基準を定めるとともに、その指定の必要性及び指定期間について慎重な検討が行われ、必要な限度を超える規制とならないようにすること。
 - 五 多様な分野における小型無人機等の利活用の促進との調和を図り、国民の権利及び自由に対する過度な制約とならないよう、技術開発の動向や国際的な議論を踏まえた適切な規制の在り方について、引き続き調査及び検討を行うこと。

- 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和8年6月16日参議院内閣委員会）
- 政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。
- 一 その上空において小型無人機等の飛行が禁止される対象施設周辺地域として指定すべき地域の範囲について、いわゆる「イエローゾーン」の範囲が拡大するとともに、イエローゾーン上空における小型無人機等の違法な飛行に対し、その事実のみをもって直ちに罰則が科されることに鑑み、小型無人機等の販売店、関係機関・団体、都道府県警察等と連携しながら、効果的な広報啓発活動を推進し、規制内容の周知を徹底すること。さらに、外国人観光客を含む小型無人機等の利用者に対する規制内容の効果的な周知を図るため、多言語対応の情報提供の実施状況、違反発生状況等を踏まえた客観的な効果検証を継続的に行い、その結果を当該広報啓発活動の見直しに当たり適時適切に反映させること。
 - 二 飛躍的に性能が向上した小型無人機と異なり、気球を始めとした特定航空用機器を用いた飛行については、風向風速の急変その他のやむを得ない事情により、予期せずイエローゾーン上空における飛行が行われることとなった場合に係る本法の柔軟な運用に努めること。
 - 三 本法による規制の強化に伴い、小型無人機等の飛行に係る同意取得及び通報手続の増加が見込まれるところ、必要な手続が迅速かつ円滑に行われるよう、これらの手続に従事する警察職員等に対し必要な指導、助言等を行うとともに、通報等の手続やその窓口等について、分かりやすく広報・周知を行うこと。特に、対象施設の管理者の同意取得手続については、農薬散布のように、一定期間反復継続して行う小型無人機等の飛行について包括的な同意を認めるなどの弾力的な運用が行われるように努めること。
 - 四 本法が定める国内要人が出席する行事会場や外国要人が参加する国際会議の準備又は運営のための会議場施設等を、対象特別要人所在施設や対象外国公館等として指定しようとするときは、あらかじめ指定基準を定めるとともに、その指定の必要性及び指定期間について慎重に検討を行い、必要な限度を超える規制とならないようにすること。また、その運用に当たっては、関係する地方公共団体と緊密な連携を図ること。
 - 五 対象施設の安全の確保のための措置については、警察官と対象施設の管理者等の役割分担を整理した上で対象施設の管理者等と連携した効果的な対処によって、対象施設の安全を確保すること。また、小型無人機等に対処するための資機材の導入、人員の確保など原子力事業所を始めとする対象施設の管理者に一定の負担が生じ得ることを踏まえ、国において必要な助言、支援等を行うこと。
 - 六 内外における小型無人機等及び対処資機材に関する最新の技術動向について情報収集に努め、その知見を踏まえ、重大事案の未然防止に資するための対処資機材の整備やその更新を適時適切に推進すること。
 - 七 多様な分野における小型無人機等の利活用の促進との調和を図り、国民の権利及び自由に対する過度な制約とならないよう、技術開発の動向や国際的な議論を踏まえた適切な規制の在り方について、引き続き調査及び検討を行うこと。